

1.4 民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法の概要

婚姻関係の維持又は解消・内縁関係の維持又は解消・子の監護に関する紛争 [法6条1号関係] (規程3条(1頁))

例 円満調整, 離婚協議, 養育費, 面会交流 (面接交渉)

↓

説明 対申立人 ← **説明** [法14条関係] (規程13条(4~5頁), 18条(6頁))

- ・説明者: 分配担当者又は調停委員会委員
- ・相談室に説明書掲示
- ・説明書を手交, 郵送又はファクシミリで送付

↓

調停申立て → **調停申立て** [法6条8号, 15号関係] (規程19条, 39条(16頁))

- ・東京又は大阪のファミリー相談室窓口に申込書提出
- ・申込手数料 3,000円 (現金納付・ゆうちょ銀行振込)

← **説明**: 説明を受けていない申立人に前掲の説明を行う。

↓

申立ての受理 → **分配担当者が受理又は不受理決定**

[法6条2号, 3号関係] (規程20条, 21条(7頁))
 [法6条6号関係] (規程20条(7頁), 10条(3頁))

↙

説明 対相手方

↓ **説明** [法14条関係] (規程22条4項(8頁))

→ **通知**: 申立人に通知(配達証明郵便)

- ・不受理決定通知には, 提出されていた資料を同封して返還
- ・当事者は**代理人**を選任できる。(規程8条(2,3頁))
- ・担当調停人は, 調停の席で**参考人**に意見を述べさせ, **参加人**を調停に参加させることができる。(規程32条6項(13,14頁), 33条(14頁))
- ・申立人・相手方に第1回調停期日の曜日, 時間等の要望欄あり

↓

相手方への確認

[法6条9号, 6条関係] (規程22条(7,8頁))

- ・申込書の写し, 依頼書, 説明書 (配達記録郵便)

[法6条2, 3, 11, 14号関係]

↓

相手方 → **依頼書の提出・受理** → **分配担当者が担当調停人を選任** (規程25条(9,10頁))

[法6条8号関係] (規程23条(8頁))

↓

依頼しない (規程22条6,7項(8頁))

- ・調停人候補者名簿: 相談室で閲覧可 (規程11条(3,4頁))
- ・調停人選任基準: 家裁調査官5年以上若しくは家事調停委員5年以上経験者, 裁判官経験者又は弁護士である会員 (規程同上)

↓

申立人に手続終了通知 (配達証明郵便)

- ・調停人の除斥・忌避 (規程26,27条(10,11頁))
 - ・非公開 (規程5条(2頁))
 - ・守秘義務 (規程6条(2頁))
 - ・不当な影響排除 (規程7条(2頁))

(第1回調停期日)

第1回調停期日通知
[法6条6号関係]
(規程25条5項(10頁))
当事者双方に通知
(配達証明郵便)

第1回調停期日
於：相談室調停室
調停人を交え当事者
双方同席調停(交互面
接あり)2時間程度
終了時に、次回期日を
協議して決める。

→ **弁護士の助言措置** [法6条5号関係]
連絡対応型(規程31条(12,13頁))
← 相談室ごとに2人以上の助言弁護士と
契約し、随時、助言・指導を受ける。

→ **調停実施費用**[法6条15号関係](規程41条(17頁))
当事者双方は期日ごとに開始前に各10,000円を
現金納付又はゆうちょ銀行口座振込

標準的調停期間
期日5回以内、3か月以
内での合意成立に努める
[法6条7号関係]
(規程32条4号(13頁))

第2回調停期日

→ **当事者による終了** [法6条12号関係](規程35条
(15頁)当事者はいつでも書面又は口頭により
→ 手続の終了を求めることができる。)
分配担当者は**当事者双方に終了決定通知**
(配達証明郵便)

第3回調停期日

→ **調停人による終了** [法6条13号関係](規程36,37条
(15,16頁))担当調停人は合意が成立する見込み
がない、事案が調停に適しないなどと判断した
ときは手続終了を決定する。
分配担当者は**当事者双方に終了決定通知**(配達
証明郵便)

第N回調停期日

非公開 [法6条11号
関係](規程5条(2頁))
調停手続は公開しない。

第M回調停期日

苦情処理 [法6条16号](規程48~52条(20,21頁))
申立ては書面又は電話。内容によっては調査委員会
設置して対応

合意成立

- ・調停合意書3通作成・当事者へ各1通交付(無料)(規程34条(14頁))
- ・提出されていた資料は提出者に返還する(規程10条(3頁))

文書作成料 : 調停合意書写し・調停不成立証明書は1通につき5,000円 [法6条15号関係]
(規程43条(17頁),47条(19頁))

記録の保管 : 調停実施記録は手続終了の日から10年間保存 [法6条11号関係]
(規程46条(18頁))